

案 件

旧市立くすの木園の跡地活用について

障害企画課

1. 政策等の背景・目的及び効果

旧市立くすの木園の跡地については、旧施設の民営化（令和2年4月）、新園舎への移転（令和4年11月）を経て、令和6年3月に建物の解体工事が完了して、現在は更地となっています。

当該用地については、重度障害者の自立した生活を支援するグループホームの整備等を行おうとする中、用地内において焼却炉の稼働履歴があることから、整備に先立ち、地歴調査及び土壌調査を行っているところです。

現在も調査実施中ですが、これまでの調査状況からは当該用地においては所定の基準値を超えるような土壌汚染は無いことが見込まれることから、グループホームの整備等に向けて実施事業者の公募・選定等の取組を進めるものです。

2. 内容

(1) 土地の概要

所在地： 津田東町2丁目 2608 番 3

地 積： 4484.57 m²

登記地目： 宅地

区域区分： 市街化調整区域

建蔽率・容積率： 60%・200%

【参考】旧園舎の建築面積 484.3 m²



(2) 地歴調査・土壌調査について

当該用地内においては焼却炉の稼働があったことで、土壌中にダイオキシン類が含まれているおそれがあるため、地歴調査及び土壌調査を実施しております。

調査のうち地歴調査については既に完了し、現在は土壌調査が行われている状況ですが、調査を実施する事業者からは、当該用地において所定の基準値を超えるようなダイオキシン類が確認される可能性は低いとの連絡を受けています。なお、最終的な調査結果については今年度末までに報告を受ける予定です。

(3) グループホームの整備等に向けて

土壌調査の結果、当該用地の活用に支障を来たすことがないという見込みのもと、この用地については、主に重度障害者を受け入れる民営によるグループホームの整備等のため、実施事業者は無償貸与を行うこととし、今後、グループホームを実施する事業者の公募・選定等の取組を進めます。

なお、実施事業者の公募・選定については、新たに設置する(仮称)くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会において審議を諮る予定です。

3. 今後のスケジュール

- 令和7年2月 市民福祉委員協議会で報告
- 3月 定例会議会に附属機関条例の一部改正案提出
地歴調査・土壌調査の完了
- 4月 (仮称)くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会（以下、「審査会」）の設置
- 5月 審査会開催（公募内容の審議）
- 6月 実施事業者の公募開始
- 8月～10月 審査会開催（実施事業者の選定）
- 11月 市民福祉委員協議会で選定結果を報告
- 令和8年9月 障害者施設等整備補助金の採択を受けた後、実施事業者による着工
- 令和9年4月 グループホームの運営開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

- 総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
- 施策目標 10 障害者が自立し、社会参加ができるまち



5. 関係法令・条例等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

6. 事業費・財源及びコスト（令和7年度当初予算として予算要求）

《事業費》 143 千円 審査会 委員報酬

9,500 円×5名×3回

《財 源》 一般財源